

多度津町農業委員会議事録

令和2年8月19日午前8時57分より午前10時14分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（13名）

議長	大	西	和	芳
職務代理者（2番）	土	田	敏	雄
職務代理者（3番）	山	崎	義	行
4番委員	三	野	敏	彦
5番委員	横	關	幹	夫
6番委員	斯	波	明	美
8番委員	中	村		稔
9番委員	秋	山	義	充
10番委員	伊	達	和	博
11番委員	山	崎	賢	三
12番委員	篠	原	壽	雄
13番委員	西	山	正	美
14番委員	細	川	清	二

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	堀	家		徹
2番委員	眞	鍋	憲	明
3番委員	中	北	一	郎
4番委員	大	谷	泰	則
5番委員	山	地		文
6番委員	池	田	一	普
7番委員	村	井	文	数
8番委員	宮	武	良	充

欠席委員

農業委員（1名）	7番委員	矢	野	和	幸
----------	------	---	---	---	---

農地利用最適化推進委員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山	佳久
農地係長	吉田	清司
主任主事	中西	祐太

審 議 内 容

事務局長

おはようございます。

ただいまから多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

初めに、大西会長よりご挨拶申し上げます。

会長

失礼します。改めて、おはようございます。

本日は8月の定例会というふうなことで、何かと暑い中、またお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

先ほどからお聞きのとおり、口が開いたら暑いな、暑いなというふうな毎日ですけども、今年のご承知のとおりコロナ対策と、この熱中症対策、ダブルパンチということで大変なことになるとるかと思えます。そんな中、どうぞひとつ皆さんにおかれましては、体調管理に十分努めていただきたいというふうに思うわけでございます。

ただ、幸か不幸か、この天候によって水稻の生育については平年並みといたしますか、元に戻るとというふうなこともお聞きをいたしております。ただ、しかしながら、こんな中、もう既に早いところでは秋冬のブロッコリーの定植も始まったようにもお伺いをいたしております。そんなことをはじめ、農作業なり農作物の管理等々に非常に苦慮しとるんでないかなというふうにも思っております。重ねてですけども、そういったところでも体調に十分気をつけていただきたいというふうにも思うわけでございます。

最後になりますけども、初めての委員さんにおかれましては初めての委員会というようなことで、どうぞひとつよろしくお願いをいたしたいと思えます。また、ある意味、私にとっても初めての委員会というふうなことになりますが、議事進行に当たりましていろいろ至らぬ点があろうかと思えます。総会のところでもお願いを申し上げましたとおり、その点につきましてはどうぞご指導いただきますよう再度お願いを申し上げまして、簡単ですけども、冒頭の挨拶に代えさせていただきますたいと思えます。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

続きまして、本日の出欠状況についてですが、矢野委員さんが所用のため欠席とのご連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日は農業委員14人中13人が出席していますので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にあります委員の過半数に達してい

ますので、本会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4条に、会長が議長となり議事を整理することになっていきますので、大西会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、早速ですけども、初めに本日の署名委員さんを私のほうからご指名させていただきたいと思っております。

6番の斯波委員さん、それから8番の中村委員さん、どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

続きまして、昨日、小委員会を開催いたしております。その報告を三野委員さんのほうからよろしくお願ひいたします。

4番委員

三野です。昨日、小委員会を開きまして、本日の議題にあります2号議案と3号議案について現地調査をいたしました。現地調査の結果、特に問題はなかったもので、あとは皆さん方に審議していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

ご意見を後ほど伺いする前に、一言私のほうからご説明させていただきたいと思っております。

引き続きの委員さんの方については、今の三野委員さんのご報告でお気づきになった方もおいでるかと思っておりますけども、前秋山会長さんのほうのご提案もありまして、今まで小委員会のご報告で出席メンバー誰それさんとか、事務局誰それさんとかというふうなご説明をいただいておりますけども、分かり切ったことでありますので、それと事務局のほうも別に差し支えないということで、そういった小委員会のメンバーの誰それさんのというふうなことについてはもう割愛させていただいて、内容のみのご報告で、先ほど向こうからお聞きのとおり特段問題点がなかったら、ありませんという、若干ですけども簡素化させていただくような方向で今後していきたいなというふうを考えておりますので、その点をご了承いただきたいなというふうに思っております。

それでは、ただいまの小委員会のご報告について何かご意見、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

(なし の声あり)

議長

別段ございませんでしたら、ただいまより議案の審議を行いたいと思っております。

まず、議案第1号の農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）を議題とします。

事務局よりよろしく願いいたします。

事務局

まず、2ページの議案に追加がありましたので、お手元に配付しております新しい資料と差し替えをお願いいたします。

番号の4番と5番を追加しております。議案書送付時点で機構の解約の書類に貸手と借手の双方の押印がりましたが、香川県農地機構の押印ができておらず、議案書送付後に押印の確認が取れたため、追加したのになります。

また、番号1番と2番の解約成立年月日が「平成」となっておりますが、「令和2年」の誤りです。申し訳ございません。お手数ですが、修正をよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号をご覧ください。

【議案第1号1番から5番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番で解約した農地の一部については、議案第3号の農地法第5条申請にて売買予定となっております。

番号2番と3番につきましては、本人所有農地において設定しております利用権の更新期間を全てそろえたいということで解約となりました。

また、番号4番と5番につきましては、香川県農地機構を通じて貸借していたものを解約しました。

なお、こちらの農地につきましては、議案第2号の農地法第3条申請にて売買予定となっております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

これについては、一応報告ということになっておりますけども、何かご質問、ご意見等がありましたらお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。

特にご意見ございませんか。

（なし の声あり）

議長

ないようでしたら、先ほど言いましたように報告事項ということで、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、議案第2号で農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしたいと思います。

事務局のほうからよろしく願いいたします。

事務局

議案第2号をご覧ください。

【議案第2号1番から2番について 議案書を朗読】

補足といたしまして、番号1番は、譲渡し理由は農業の廃止、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

番号2番は、譲渡し理由は労働力不足、譲受け理由は経営規模の拡大となっております。

以上、2点の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3反も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明があったとおりでございますけれども、何かご意見、ご質問等お受けしたいと思えます。よろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

9番委員
事務局

1番、●さんは何を作付けるのかなあ、結局。

ミニトマトを作付予定でして、今はもう貸借で●●●●さんと●●●さんが貸借契約を結んで、ハウスもお借りして今はトマトを作っている状態なんです。それを売買で所有権移転をし、引き続きトマトを作付するということでこの議案となっております。

9番委員
事務局

ハウスをしとるんやな。

ハウス、そうですね。

9番委員

1, 595を全部、全部というたってハウスの面積はどのぐらい計画しとるの。

議長

秋山委員さん、これはご存じのとおり●●●前農業委員さんの●さんです。

9番委員
議長

ああ、そういうことか。

●●さんが作ったトマトのハウスをそのまま●さんが。

9番委員
議長

買うんか。

そういうことです。

9番委員

ああ、そういうことか。わしはまた別の土地かと思うた。はい、ありがとう。

議長

ほかに何かございませんか。

9番委員

ちなみに、金額は分かる。参考に。

事務局 売買代金のほうが●●●万円となっています。

9 番委員 はい。

5 番委員 それは何、全部。

事務局 全部です。土地とハウスを入れてです。

議長 余談になりますけど、ハウスもそうですけども、栽培方法がロックウールという栽培方法なんで、その施設も相当なものがあります。

5 番委員 これも農協の補助申請で異議がないと思うので、●●●さんいうたら。この補助事業云々を利用した場合は期限っていうのがあるじゃないの。園芸団地までという。恐らく完済の云々というのを全部、上土、ハウスの件についてどうなの、農協としたら。

議長 問題はないと言うし、僕もちょっと今まで勉強不足かも分からんけど、五反団地というて、あの場合は当然そういう制約があったと思うんですけども、これはもう償却をする、本件は済んどるんで、もうその点については問題ないんかなと。ちょっとこれは私個人のあれですけども。

9 番委員 前に聞いたら、残ってる、あれをしましたね、あれを。分かりました。

9 番委員 すいません、もう一つ。

議長 はい。

9 番委員 ●●●●、これは丸亀になつとるんじゃが、●さんと関係はどうなるんかな。

議長 ●さんです。

9 番委員 出とるんか。

議長 私は。西山委員さん、何か詳しいことを知ってますか。何か●さんは●人おるところまで私は知つとるんですけども。

1 3 番委員 丸亀にいる●さんが後を継いだんじゃないですかね。それで、ほかの●さんはもう放棄したということですから。

9 番委員 放棄した。ああ、そういうことですか。

●さんはおるんじゃろう、家には。

1 3 番委員 ●さんはおられます。

9 番委員 全部●にしたんやな、相続を。

1 3 番委員 その辺は知らないですけど。

9 番委員 いやいや、構わへん。はい。

議長 ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第 2 号につきまして承認することにご異議

ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局より説明します。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、職員駐車場整備用地となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年10月1日、工事完了が令和4年4月30日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代は3,800万円になります。また、造成費については、新庁舎場所で掘削した土を今回の駐車場用地の造成に使用するため、造成費は0円となっております。資金証明については、売買契約書等書を添付しているため、適当であると判断しております。転用面積については、1,000平米以上の場合には通常開発許可の協議に該当いたしますが、露天駐車場のため今回は開発許可の協議には該当いたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、宅地分譲11区画となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和2年10月1日、工事完了が令和3年3月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計5,800万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以上のため開発許可の協議に該当いたします。

以上2件につきましては、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、

周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご説明をいただきましたことについて、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。よろしくお願ひします。

9番委員

小委員会の資料みたいにちょっとざっと表示できんかな。ホワイトボードはこっちか。後ろでもええが。ちょっと位置をざっと粗くでもできんかな、表示。

職務代理(3番)

駐車場の分を書くの、土地を。

9番委員

1番。これは駐車場だけ。ほんだきん、庁舎から、駐車場と庁舎と連絡道をちょっと入れてくれたら一番分かりやすいからな。

議長

それなら、ちょっと書いて、簡単に書いて資料、図面をちょっとこっちから回していきますので。

9番委員

そうか、もうそれをどこかでコピーして、もうみんなにしてもええけどな。

事務局長

はい、分かりました。

9番委員

隣接が要る、それも要る。

いや、それなら、もう構わんわ。ホワイトボードはええが。あれをコピーするんだったら。

議長

それなら、コピーするようですので、それができるまでほかのご質問をお伺ひしたいなと思います。

9番委員

そうそう、ほか進めよってええよ。

議長

ないですか、特に。

9番委員

どこら辺になるかということやけどな。

議長

それでは、ちょっと異例かと思いますが、コピー、これを20部刷るのも時間がかかると思いますので、議案審議につきましては次に、特段ご意見がほかにないようですので、進めていただきもって、資料の準備ができ次第、ご説明するという格好でよろしいですか。

(異議なし の声あり)

それでは、議案第4号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局からよろしくお願ひします。

事務局

議案第4号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画になります。

土地所有者が香川県農地機構へ貸付けをし、香川県農地機構が右側

の欄に記されております借手へ貸付けをいたします。

貸付期間といたしましては、番号1番から9番につきましては令和2年9月1日から令和8年8月31日までの6年間、10番と11番につきましては令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間の貸付けとなっております。合計といたしまして、11筆1万317平米となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。また、農業委員会の承認を得ますと、8月24日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたことにつきまして、ご意見、ご質問等お受けしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

それでは、議案第4号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

ありがとうございます。異議ないということで、承認することにします。ありがとうございました。

ということで、先ほど言いました議案第3号が残っておりますが、その他につきましては後でということで。

準備ができたようです。

9番委員

ちょっと思い出したんやけど、構わんか。

議長

はい。

9番委員

今もこれ、●●●●があるということは相続ができとらんということですか。

事務局

そうですね。

9番委員

それで、昔は相続は委員会に出さんでよかったけど、今頃は委員会へ出さないかんようになった。こういう指導はやっとるのか。

事務局

そうですね。議案第4号のナンバーの隣に土地の所有者が●●●●さんになってまして、その右側に契約者、相続人となるんですけど、●●●●さんと記載をさせていただいておりますので、機構のほうへ申請する際に、相続が完了していない土地については相続人代表者のお名前を記載させていただいて、相続人の過半を超える方からはんこをいた

だいて申請していただくというふうに、相続が完了していない土地に関してはそういった流れで申請をしていただいています。

9 番委員 いやいや、それはそれでええんや。ええんやけど、農地法が変わったんで、行政指導としてあれをやっとるかということや、事務局として分かった時点について。本人か行政書士かについて、本来はこういうように最近はなりましたという指導をしようのかどうかということ。何も言わずにそのままそういうふうな相続人でという、そういう書類で受け付けとるのかということ。

だけえ、司法書士とか行政書士が、要は窓口へ来るわのう。中西君のところへ来た場合に、そういう分が目についたら、そういう指導を本人なり行政書士なりにしとるのかということ、指導を。全く言ようらんのか、会話がなにか。

事務局 いや、相続が完了した際には届出をお願いしますということはお伝えしてるんですけども、早急にこうしてくださいというお願いというか、促すところまでの指導というのはちょっとできてない状態です。

9 番委員 指導はせんでもええようになっとるか。県のほうがどんなことを言うの。わしは指導するようになっとると思うが。

事務局 県の農地機構のほうは、指導に関してはちょっと私のほうでは分かりかねるんですけど。

9 番委員 いや、農地機構じゃなしに、農地法が変わったやろう、相続の場合の。まあ、それはそれでええんやけど、わしはこれは気がついた時点でそういう話をしてあげる。指導というよりは、そういう話をちょっと。

議長 一つのサービスという意味でもそういうふうに言うてあげるといことがな。

9 番委員 それは行政書士は知っとるやろうけどな、行政書士も中にいろんなんがあるからな。どちらにせよ、わし、本来ならこういうようなんが出てきたときにやっぱりちょっと一言言うて。どっちみちせないかんことだし。中西君、わしが言ようるんは、こういうなんで受けられん、相続してない分が受けられんとかという意味ではないぞ。

事務局 分かりました。今後ちょっと申請が出てきた際には気を付けます。

9 番委員 その都度、わしはちょっと言うてあげたほうがええんじゃないか。今現在どうやっとるのかというのを聞いたほうがええ。ちょっとほつといたら、これは個人が困るようになる。

事務局長 分かりました。そういうふうな手続が必要ということ。後々何年

もずれていったら困りますので、そういうような手続をしてくださいというようにお願いするようにしますので。どうもありがとうございました。

9 番委員 ちょいちょい出ようるけんな。気がつかんやったんけど、今回は気がついたということや。

推 6 番委員 それは罰則はないんですかね。

9 番委員 罰則はないやろう。

推 6 番委員 たしか 10 か月以内にどうのこうのというような話がありますよね。

9 番委員 おおむね 10 か月やろう。法的にはそういうのがあるんや。結局、相続税というのは、10 か月ならそれを過ぎたら法務局が勝手にやるということ。いや、法務局というんか、税務署か。

推 6 番委員 農業委員会は届出だけですよ。

9 番委員 農業委員会とそういうのは別問題や。

推 6 番委員 届けを出す必要はないですか。

事務局 10 か月以内に農業委員会に届出をしてくださいというふうにはなってるんですけど、一応罰則規定ではないのが現状で、ただほかの申請とかで農業委員会が把握した際にはもちろん指導して、まずは相続届を出していただいて名義変更の届出をした後に 3 条申請なり 4 条、5 条申請をしてくださいという指導は常に事務局のほうからしています。

9 番委員 わしが言ようる別問題というのは、相続税は別問題ということです。

推 6 番委員 いえ、それは分かってます。最近、そういう相続の関係がちょっと多いもんで。

議長 一つのサービス、親切というたらちょっと変な言い方かも知らんのですけど、そういう意味でこういう案件を見かけたら指導というか、拘束力がないんでお願いベースになろうかと思えますけどね。

それでは、先ほど言われました図面がお手元に行ったと思いますので、議案第 3 号の先ほどの質疑に戻りたいと思います。よろしく願いをいたしたいと思います。

9 番委員 それで、やっぱり吉田君がホワイトボードで地図を。やっぱりホワイトボードが要るのう。そうだけど、庁舎がここらで、やっぱり要るのう。この位置図だけではちょっと。

事務局 地図が下手で申し訳ありません。説明を簡単にさせていただきます。
●●●●●の西側、駅の東側に今度新庁舎が来る予定となっております

9番委員 土地が●●●●●●●やな、合計で。
事務局 はい。面積としては2,300平米。
9番委員 2,300平米。
議長 ほかに何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと思いま
す。

(なし の声あり)

議長 特にないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ござい
ませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、議案第3号を承
認いたします。

続きまして、報告のところ、その他のところで事務局よりお願いし
たいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局長 それでは、事務局より7点、ご報告させていただきます。

1点目は8月受付分農振除外申出書について、2点目は相続届につ
いて、3点目は来月分の農地機構貸借案件について、4点目は農業委
員、農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について、5点目
は利用権設定の更新通知について、6点目は全国農業新聞の普及推進
について、7点目は多度津町農業委員会運営覚書の一部訂正について
です。

事務局 【その他7点について事務局より説明】

事務局長 引き続きですが、来月の予定についてご報告させていただきます。

9月の小委員会ですが、17日木曜日の午前9時から第1会議室で
行います。当番委員さんは、5番横関委員さん、推進委員さんは2番
眞鍋委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は、18日金曜日の午前9時から第1会議室で行います。署
名委員さんは、9番秋山委員さん、10番伊達委員さん、11番山崎
委員さんのうち、お二人の方をお願いしたいと思いますので、よろし
くお願いいいたします。

事務局からは以上です。

ありがとうございます。

議長 ただいまその他のところでたくさんご報告なりお願いを申し上げ
たところでございます。一度に言うて申し訳ないんですけども、その
他のところでご意見、ご質問等お受けしたいと思いますので、よろし
くお願いいいたします。

9番委員 担当資料、これは2つありますわね、名簿と水利組合と。外しとる

んやろう。これは説明がなかったんじゃないけど、構わん。もうなしでいくわけやな。

事務局 はい。農業委員会名簿と農地法に基づく申請に係る水利及び土地改良区の確認者氏名についてをお配りしております。農業委員会名簿につきましては、農業委員さん、最適化推進委員さんの氏名、住所、生年月日、電話番号を記載しておりますので、またご確認していただきたらと思います。

申し訳ありません。こちらの記載ミスが判りましたので、後で回収させていただきます。よろしく申し上げます。

議長 ほかに何かございませんか。

9番委員 ようけ言うて申し訳ないんじゃないけど、今日初めての会合ということで、農業委員のメンバーは知っとるんやけど、推進委員のメンバー。両者が初めてやろう。

議長 お互いにそういうことが言えるわな。

5番委員 メンバー紹介やな。

9番委員 それは段取りは、予定はしとらんのか、局長は、事務局として。

議長 私も頭に浮かびませんでした。どうもすみません。

9番委員 それで、マスクがあるんだけどね。これは、町で会うたって分からんようでは困るんじやが。自己紹介的なんで、悪いけど、マスクを外したらいかんのやけど、顔が分かりにくいけん、マスクを外して一遍顔を覚えとったらと思うんやけど、いかがでしょうか。

議長 時間もたっておりますけど、簡単に自己紹介ということで席番号順にちょっと起立して地区名と名前だけ言う格好で自己紹介という格好でよろしいですか。

9番委員 マスクを外してもろうても構わんかな。顔が分からんが。

議長 そのときだけやったらええ。

9番委員 そうでないと町で会うて失礼したら困るやないか。そうやろう。

議長 そしたら、ひとつ私のほうから。

四箇の青木地区からの農業委員ということで大西です。改めてよろしくお願ひいたします。

職務代理者(2番) 葛原地区から出ております土田です。よろしくお願ひいたします。

職務代理者(3番) 奥白方の山崎です。よろしくお願ひいたします。

4番委員 西白方地区の三野です。よろしくお願ひいたします。

5番委員 四箇地区の横關です。担当地区は庄修理免、笠屋、八尺です。よろしくお願ひいたします。

6番委員 三井地区の斯波です。よろしくお願ひいたします。

- 8 番委員 豊原地区南鴨を担当しております中村といいます。よろしくお願
 します。
- 9 番委員 白方は見立の秋山です。よろしくお願
 いたします。
- 10 番委員 山階地区の伊達和博です。よろしくお願
 いたします。
- 11 番委員 同じく山階地区の山崎賢三です。どうぞよろしくお願
 いたします。
- 12 番委員 豊原北鴨地区の篠原です。よろしくお願
 いたします。
- 13 番委員 庄の中条、土井畑地区の西山でござ
 います。よろしくお願
 いたします。
- 14 番委員 葛原の細川と申
 します。よろしくお願
 いたします。
- 推1 番委員 道福寺と旧の多度津を担当して
 おります堀家です。ひとつよろしく
 お願
 いたします。
- 推2 番委員 山階を担当して
 ます眞鍋憲明と申
 します。よろしくお願
 いたしま
 す。
- 推3 番委員 葛原地区の中北一郎と申
 します。よろしくお願
 いたします。
- 推4 番委員 青木地区の大谷泰則と申
 します。よろしくお願
 いたします。
- 推5 番委員 奥白方地区の山地文
 です。よろしくお願
 いたします。
- 推6 番委員 今日話題になりました駐
 車場の関係で堀江地区を担当して
 ます池
 田です。よろしくお願
 いたします。
- 推7 番委員 東白方地区の村井
 です。よろしくお願
 いたします。
- 推8 番委員 山階岡、阿庄から
 来ました宮武
 です。
- 事務局長 失礼
 します。産業課農業委員会事務局の事務局
 長をさ
 せていただ
 いております
 亀山と申
 します。どうぞよろしくお願
 いたしま
 す。
- 事務局 産業課農地係吉田
 とい
 います。よろしくお願
 いたしま
 す。
- 事務局 同じく農地係の中西と申
 しま
 す。よろしくお願
 いたしま
 す。
- 議長 ありがとう
 ございま
 した。
- 本当に先ほど秋山委員さんのほうから
 言われたように、これは冒頭
 にせないか
 んようなこ
 とで、大変な
 不手際で
 ございま
 した。どうも
 相
 すいませ
 んでした。
- そういった
 ことで、今
 後ともま
 だまだご
 迷惑を
 かけるこ
 とが多々
 出
 てくるか
 とおも
 います
 けれど、冒
 頭の挨拶
 の中
 でもお願
 いたしま
 したよ
 うに、今
 後とも
 ご指導
 をいた
 だき
 たいな
 という
 ふう
 に思
 っ
 てお
 りま
 す
 の
 で、重
 ね
 てお
 願
 い
 申
 し
 上
 げ
 たい
 と
 思
 い
 ます。
- ほかに
 ご意見、
 ご質問
 ない
 ですか。
- 9 番委員 失礼
 やけど、眞
 鍋さん
 は山階
 の何地
 区に
 なるん
 かな。
- 推2 番委員 山階
 の北山
 です
 の
 で。
- 9 番委員 北山。
 ああ。
 大西君
 の隣。
- 議長 うちの
 西隣の
 ところ
 です。

推2番委員 踏切の池の側です。

議長 皆さんのほうから何かございましたらご発言いただきたいと思
います。ほかにございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、今月の8月の定例会を終了いたしたいと思いま
す。

長い間、ご議論いただきましてありがとうございます。お疲れで
ございました。